

## 実 施 対 象 工 事

調査日 平成30年12月17日・18日

### ○ 平成29年度 新富士駅富士山口駅前広場改良工事

- 1 所 管 課 都市整備部 市街地整備課
- 2 契 約 金 額 129,600,000円(設計金額 133,835,760円)平成29年10月6日契約
- 3 工 期 平成29年10月10日から平成31年2月28日まで
- 4 受 注 者 株式会社 石井組
- 5 工 事 概 要 新富士駅富士山口駅前広場は、昭和63年に開駅してから、岳南広域の玄関口として多くの方が利用し、交通手段相互の乗換え等に欠かすことのできない施設として使われてきたが、近年駅前広場の利用状況に変化が生じており、バスパーズにおける大石寺参拝者用の団体バス運行の廃止や、一般車駐車場では比較的長時間駐車している車輛の増加等が見られることから、新たな交通需要を加味した施設配置を行うとともに、利用者の利便性向上を目指した駅前広場の再整備を実施するものである。

(1) 工事場所 富士市柳島地内

(2) 工事内容(規模・構造・面積等)

1) 施工面積 A=8,000 m<sup>2</sup>

2) 本工事

ア 土工一式

イ 舗装工一式

アスファルト舗装工 A=3,160 m<sup>2</sup>、半たわみ性舗装工 A=291 m<sup>2</sup>、

透水性舗装工 A=19 m<sup>2</sup>、ブロック舗装工 A=253 m<sup>2</sup>、

タイル舗装工 A=336 m<sup>2</sup>、薄層カラー舗装工 A=75 m<sup>2</sup>、

視覚障害者誘導用ブロック A=46 m<sup>2</sup>

ウ 排水構造物工一式

側溝工 L=437m、管渠工 L=93m、カルバート工 L=16.2m

エ 縁石工 L=406m

オ 防護柵工一式

路側防護工 L=117m、防止柵工 L=168m、車止めポスト工 N=64 基

カ 小型標識工一式

キ 区画線工 L=2,154m

ク 土壌改良工一式

ケ 道路附属施設工一式

電気設備 照明設備工一式、電線管路工 L=462m

給水設備 散水設備工 N=4 箇所、給水管路工 L=22m

コ 構造物撤去工一式

3) 付帯工事

ア 準備工一式(樹木伐採工)

イ 構造物撤去工一式

6 工事進捗状況 実施86.3% 計画91.0%(平成30年11月末日時点)

## 7 調査結果

### (1) 書類調査における所見

工事関係書類について調査した結果、工事監理に必要と思われる書類等の記録及び保管については、よく整理されていることが理解できる。その都度提示された書類を調査し、疑問点は関係者に質問するとともに、当該工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工管理・監理(監督)・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施状況について調査した。その結果は、統括的には概ね良好と判断された。

なお、特に留意すべき個々の事項については、以下の各項に示す通りである。

#### 1) 工事着手前における留意事項

##### ア 計画全般に関係する書類について

- ・富士市都市整備部市街地整備課および財政部契約検査課各職員から、当該工事の事業目的と工事決定に至る経緯について説明を受けた。
- ・現在の富士山口駅前広場は昭和 63 年に開駅から岳南広域の玄関口として多くの人が利用し、交通手段相互の乗換等に不可欠の施設であったが、近年のバス及びタクシー利用者の需要に合致しない為、新たな交通需要を加味した施設配置を行うとともに、利用者の利便性向上を目指した駅前広場の再整備を実現する事業である。関係各位による事前協議及び施設の充実を目指して、道路管理者協議及び公安協議を進めるとともに、直近の町内会への説明や広報ふじへの掲載、公共施設へのポスター掲示等、地域関係者と繰り返し検討を重ね、地区からの要望も取り込んだ再整備事業であり、明確な方針が感じられる。
- ・地元住民に対しても 2 つの地区町会に対して住民説明会を開催し、施設の規模・配置・駐車場等に対する事業計画に関する合意を得ており、評価できる。とりわけ、交通事業者(バス・タクシー)との協議・調整については、計画・設計段階から繰り返し行っており、事業への熱意が感じられる。今日的ニーズを積極的に取り入れて、可能な限りの検討・検証を加えながら、将来に向けて施設を利用する市民・乗降客にとって安心かつ安全な駅前広場の実現に注力してきたことが理解できる。
- ・施工計画上の工事用動線については、場内外共に固定しており、工事車輛の頻度に応じて、適宜ガードマンの配置を実施している。地域住民に対しても、全工期を通じてバリケード(単管固定)により施工エリアを区画しており、工事の進捗状況に対応して区画範囲を変更することで、第三者災害への防止措置を講じている。
- ・事業決定に至る手続きについて確認したが、都市計画事業としての駅前広場改良工事に対する国・県との実施協議の他、計画実施に必要な事前協議及び申請

等については、適切に実施しており、妥当である。

- ・ 関連工事相互間の調整について確認したが、土木・建築工事に対し分割発注ではあるものの、たまたま同一請負業者による受注となったことから、土木・建築が合同となって、必要に応じて工程調整を行っているとの説明であるが、工事の規模・種類に関係なく定期的に工事打合せ会を設定し、工事の進捗状況をチェックするとともに、請負者による議事録を作成しそれぞれに記録を残すべきであり、工事監理の立場からも改善する余地がある。
- ・ 設計段階より、工事コストの縮減については、積極的に関与しており、イニシャルコスト・ランニングコストの2点で、既設材の再利用・維持管理費の低減・メンテナンスフリーを中心に具体的に縮減策を立案し実施設計に活かされている事は、評価できる。

#### イ 設計内容に関する書類について

- ・ 敷地測量・地盤調査・インフラ等の埋設状況等を含む事前調査に基づいて既存施設の解体・撤去を行うとともに、給排水・電気の接続状況を確認する他、土質データに基づいて地耐力の確認を行い、埋設物に対する路床・路盤の仕様を設定したことは、評価できる。
- ・ 仕様書・設計図面及び明細書は、設計業務等共通仕様書・特記仕様書の他、土木工事標準積算基準書により品質・性能要求、形状寸法等が明示され作成されているので、適正である。なお、計画及び設計に対する基準・規定については、以下に準拠している。
  - 土木工事標準仕様書
  - 道路構造令の解説と運用
  - 道路の移動円滑化整備ガイドライン
  - 駅前広場計画指針
  - 地盤調査報告書等
- ・ 設計基準・設計資料等の基準・規定については、法基準以外に施設の規模等に関する「駅前広場計画指針」により明確に基準設定されており、設計基準・仕様の統一が図られており評価できる。
- ・ 地形上、雨水対策についての検討もされたが、当該敷地は過去の実績からも浸水区域外とのことで、施設及び規模についても既存敷地内であり、処理能力・排水ルートに特段の問題点は見当たらない。

- ・現場発生材の処理方法については、種類別に処分先が特記仕様書に明確に記載されているとともに、現場において廃材の分別収集が実施されており、リサイクルを意識した姿勢が見られる。廃棄物処分に対するマニフェストについては、施工計画書により事前届出に従い、適正に進められていることを、各種許可証の写しが適切であることを確認しているとの説明であり、妥当である。
- ・省資源・省エネルギー・資材のリサイクル等、環境に配慮した点については、舗装材料等は極力再生材を使用する他、現場内で発生した建設副産物もリサイクル施設へ搬出しており、適正である。
- ・バリアフリー法への対応については、「道路の移動円滑化整備ガイドライン」に適合するよう設計を行い、チェックしているとのことで適正である。

#### ウ 積算に係る書類について

- ・積算内容の照査については、担当・主任・総括監督員により手続きは適切に行われており、基準(静岡県建築工事積算基準)も示されており適正である。ただし、正式な手続きとしての記録がないことから引継書として書式を統一し、照査の流れを明確にすることも有効であり留意されたい。
- ・「単価」については、静岡県建設資材等価格表の他、定期刊行物及び業者見積りにより決定し、「歩掛」については静岡県土木工事標準積算基準書及び工事歩掛要覧に準拠しており、適正である。
- ・業者見積りについては、静岡県建設資材等価格表・積算標準単価表・建設資材定期刊行物・公表価格にない項目について実施し、採用単価の決定は静岡県土木工事標準積算基準書に準拠して3社以上の見積りを徴収し、下限値をベースとして実績及び市場価格を考慮して価格設定を行っているとの説明であり、妥当である。

#### エ 契約に関する書類について

- ・入札参加業者(10社)の見積り期間は、平成29年9月8日から平成29年9月27日迄の実日数20日間であり、規模・内容から妥当である。また、質疑については、1社から11件出されたとのことで問題は見当たらない。
- ・前払金について確認したが、当該物件は施工者が前払金保証として東日本建設業保証(株)との保証証書を提示することにより、富士市契約規則により、適切に処理されていることが判り、適正である。

- ・ 工事の履行保証については、富士市契約規則に準拠して、請負業者が損害保険ジャパン日本興亜株式会社により、市と保証委託者(請負業者)の工事請負契約による債務不履行により生ずる損害金に対する支払いを保証しており、その保証証書を提出させており、妥当である。
- ・ 請負業者に対しては、工事の継続及び作業員並びに第三者に対する安全を担保する為、事業主として請負業務加入保険(建設工事保険・労働災害保険・賠償責任保険等)の状況を積極的に確認しており評価できる。
- ・ 資格審査事務は書類等により適正に行われており、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく参加資格及び名簿についても公表されており、妥当である。落札者の決定及び公示についても適正に処理されていると判断できる。
- ・ 追加契約あるいは設計変更に対する精算手続きについて確認したが、仮設駐車場の設置・地中障害物撤去等で2度の設計変更が行われているが、いずれも富士市建設工事請負契約約款に基づいて処理されており、適正である。
- ・ 予定価格・調査基準価格及び最低制限価格の算定・秘密保持の方法について確認したが、「富士市契約規則」に基づき、適正に行われたとの報告があった。また、入札及び開札については、同規則に基づき適正かつ公正に処理され、記録は同規則に基づき入札経過調書を作成し保管されており、適正である。

## 2) 工事着工後における留意事項

### ア 施工管理に係る書類について

- ・ 総合仮設計画図については、駅前広場改良工事に対し、施工エリア・施工手順を示す規制パターン(1~9)により、区画標示・誘導看板とともに車輛及び通行人に対する動線として表現されており評価できるが、駅施設を利用する第三者・車輛への注意看板でもあり、タクシー・バスの動線・一般通行人の安全通路・工事車輛の通行帯・仮設電気・各種施設等をカラーにより分かり易く判別できるように明示したものを、共通の場に掲示することが望ましい。
- ・ 工事の進捗状況については、関連工事との調整や監督員・請負業者との協議により効率よく進められており、工事監査時点では順調に推移していることが判った。一方で全体実施工程表については、主体となる土木工程に建築工程が併記されておらず、関連工事に対する把握及び調整に十分とは言えず、改善の余地が見られる。更に工程に合わせて工事重点実施項目や安全管理項目、工程上の節目についても積極的に表示することで、工事関係者全員の情報の共有化が図れることから、留意されたい。

- ・全体実施工程表や総合仮設計画図を目につき易い場所に掲示し、施工に対する現状を関係者全員に周知させるとともに、工程上のマイルストーンや個々の工事項目の進捗状況を点検し把握した上で、工程上の遅延チェックに対する改善策をその都度明示させることが、統括管理責任者(現場代理人)としての責務であり留意されたい。
- ・「建設廃棄物」の収集運搬・中間処理・最終処分に対する契約については、契約書の写し・マニフェスト等により確認し、適切に処理されている。
- ・施工要領書、各種試験・検査及び諸官庁等への届出については、事前にリスト一覧として提出させ内容の確認を行っているが、提出日(受領日・承認日)及び承認者の欄がないことから、工程の進捗に対する双方向の確認として十分とは言えず改善されたい。
- ・現場の安全管理、特に安全巡視・安全教育については、朝礼・安全衛生協議会・安全教育・新規入場教育を通じて指導するとともに、KY活動・安全パトロール・店社パトロール等で記録も行われており、評価できる。
- ・現場周辺住民等への工事災害防止対策等について確認したところ、施工者により着工前の事前調査と記録を行っており、一方、工事期間中の騒音・振動対策及び塵埃対策についても、低騒音重機の使用・散水養生等も含めて実施しており、近隣住民との良好な関係を維持しているようで評価できる。
- ・工事記録写真は、施工順序に従って管理されており妥当であり、駅前広場の段階的改良工事であることから、月1回の全景に対する定点撮影により、工事の進捗状況が分かり易く評価できる。一方で、工事写真の検索方法としてキーボードを添付し、記号仕分けすることで、容易に識別し確認できる整理が可能であり、助言した。また、将来の検索が必要な場合を想定し、容易に検索確認の出来る市販ソフトも活用されていることから、竣工時提出書類について検索方法を協議し、記録保存の立場から検討されたい。
- ・建設廃棄物の分別・処分及び手続きについて確認したが、関係法令、リサイクル計画等に基づいての書類等のチェックにより、適切に行われていることが確認された。分別については、敷地上の制約はあるものの3種に分別収集しており、評価できる。

#### イ 施工監理(監督)に関する書類について

- ・検査調書等検査の立会い及び記録については、「富士市建設工事監督検査実施要覧」の監督検査基準・規程・約款に基づいて行っており、書類及び立会い記録

写真等で検証し、その妥当性を確認した。

- ・「監理業務分掌区分」については、富士市建設工事監督規程及び富士市建設工事監督実施要領等で記載されている監督業務分担表を採用しており、適正である。しかしながら工事監理業務については、個別案件毎に工事内容や施工難易度に応じて発注者側として検討し、必要な業務の仕分けをより具体的かつ明確に示すことが有効であり留意されたい。
- ・設計に対する業務委託契約及び仕様書等について質問したが、設計業務委託契約を締結し、運用されているとの回答であった。
- ・工事について設計図書通りに施工されているかという点を質問したが、契約後の設計変更については、施工者と協議の上、相互に承認されていることを除いて、設計書通りに施工されているとの回答があった。

#### ウ 試験・検査等に関する書類について

- ・監督及び検査・検収・立会については、担当監督員によりいずれも厳正に実施されており、記録も適正に保管されている。

#### エ 維持管理業務について

- ・竣工後の維持管理基準及び保守点検基準に対する整備状況については、道路管理者としての建設部道路維持課に引き継がれる為、運用面での必要な協議を進めるとの説明であり、具体的に維持管理体制を構築出来ており評価できる。ただし、長期的視点及び経済性を考慮して、維持管理部門への教宣を含めた引継ぎ事項の共有化を図るとともに、建設資材・設備機器に対する品質・技術・性能については日々改善されており、定期的に保守点検基準等の見直しも必要である。

### (2) 現場施工状況調査における所見

本調査時点における施工出来高は11月末現在によると計画91.0%、実施86.3%との説明であり、無事故無災害で工程的にはほぼ順調に進捗しているが、年末迄に計画工程に達するとの説明もあり、限られたエリアでの残工事を消化していく状況下で、気象的に影響が見られることから、工程的にはまだ厳しいものがあり、今後とも工事区画を明確に示す案内標示物を適切な場所に掲示するとともに、交通誘導警備員への的確な指導と監視が求められる。

従って、既に施工を完了した工区に対する施工状況を検査しながら、今後の残された工事内容に対する課題や運用開始を前提とした予測し得る問題点にも言及することで、事業目的をより明確に位置付け、かつ監査の意義を高めることに繋がればと考えるものである。

なお、特に留意が望まれる個々の事項については、下記に示す通りである。

## 1) 現場施工状況における留意事項

### ア 現場施工状況について

- ・建設業法で規定されている建設業許可票・労災保険成立票・施工体系図等の掲示は、適切になされていた。
- ・現地調査が進められている段階で、工事打合せ記録・工事記録写真・検査記録等で施工状況をチェックしたが、安全及び品質管理に対するしっかりとした姿勢が感じられる。現在の工事進捗状況等から判断して、施工業者の統括管理が徹底しているものと判断した。作業員達の巡視者に対する挨拶もきちんとしており、安全巡視及び安全教育等の活動を通じて施工業者の努力が生かされており、評価できる。
- ・歩行者及び通行車輛に対する日常の監視体制については、常時現場に監理技術者が立会い交通誘導警備員も配置しており、必要に応じてカラーコーン又は単管バリケードによる立入り禁止表示を行っており、適正である。
- ・掘削土についてはすべて産業廃棄物として場外処分するとともに、埋戻土については流用土を活用し、バイブロランマーで30cm毎に締め固めて転圧したということである。ちなみに、将来への沈下の恐れについては、埋戻し部分が車輛等の通行帯にかかる部分に対し、路床・路盤の圧密度をCBR試験で確認しているとの説明であり、適切な措置である。
- ・土工事中の雨水・湧水の処理については、湧水は発生していないが、雨水については敷地内にある既存の側溝等を利用して排水し、利用できない箇所については仮設管を設置したとの説明であり、適正である。
- ・生コンプラントは、フジ生コンクリート(株)を採用しており、JIS規格かつ(適)マーク使用承諾工場である。
- ・生コンプラントからの運搬所要時間は約20分であり、問題はない。大量の打設時には現場内待機時間に留意することが大切である。
- ・骨材の産地・種類については以下の通りであり、各種試験データも規定内となっている。アル骨反応及び塩分量についても、配合計画書を確認し合格となっている。  
川砂：富士川中流域　山砂：富士宮市安居山  
砂利：富士川中流域

- ・生コンの単位水量については、いずれも上限 185kg/m<sup>3</sup>をクリアしており、問題はない。
- ・供試体の採取については、打設量が少量であることから、品質証明書等での対応としており妥当な選択である。
- ・現場調査時点では、コンクリート打設箇所が目立った不具合箇所も特に見当たらないが、P C材との打継ぎ箇所を含めて経過観察は必要であり、将来において万が一発生した瑕疵・不具合等に対する因果関係を検索し易くするための手法として記録することが望ましい。
- ・現地調査により発生した伐根・伐採については、契約上の想定数量が設定されていることから、実情との差が生じた場合の対応措置についてチェックしたが、処理伝票を確認し、実数に基づき変更設計を行っており適正である。
- ・重量物の揚重及び据付けに対し、気象条件等により作業中止とすべき基準については事前に提出された総合施工計画書の中で風速 10m以上と記載しており、確認したとの説明であり適正である。
- ・舗装の種類としては、アスファルト舗装・半たわみ性舗装・透水性舗装・ブロック舗装・タイル舗装及び薄層カラー舗装があり、それぞれの施工範囲の設定についてチェックしたが、原則として現況復旧としており、新設エリアについても隣接部分の仕様または用途により設定していることから、適正である。
- ・舗装前の路盤整生の段階でセメントミルクが使われておりチェックしたが、半たわみ性舗装の表層部に浸透させたとの説明であり、妥当である。
- ・薄層カラー舗装については樹脂系すべり止めとあり、その用途・目的及びメーカー・材料名についてチェックしたが、公安協議で乗降場部を着色により明示するよう指示があったとの説明であり、妥当な判断である。また、乗降部・横断部ともにニチレキ(株)の製品であり、各々ポーラスモード、コールカットRである。
- ・排水側溝として都市型側溝が採用されており、現場搬入時のP C製品に対する品質検査立会いを行い確認しており、材料検査簿が最終的に提出されることから適正である。
- ・歩道部分の床に使われる磁器質タイル(I類、無釉)については、滑り抵抗値 0.4以上であることが有効であり、再確認されたい。

- ・ボックスカルバート(600×600、L=16.21m)が据付けられる路床の強度・安定性については、既に実施された平板載荷試験の結果を参考として、掘削底面の目視により土質確認を行ったとのことであり、適切な判断である。
- ・U型車止めポストについては、亜鉛メッキ鋼管に静電粉体塗装とのことで、防錆対策上有効であるが、基礎埋込み部分の先端穴のキャップ処理は行っていないことから、内部に浸透する水分による錆の発生の恐れもあるので、表面取合部分の止水処理を検討されたい。
- ・既存標識の再利用に際し、経年劣化による錆等が発生している箇所については、改めて防錆処理を実施しており適切な判断である。
- ・将来の植栽エリアに対する土壌改良としての客土として黒土を選定しており、将来担当する別の課との協議により決定しており妥当である。
- ・ベンチ等の新設については、バスを待つ乗客の利便性向上を図る為とのことで、基礎コンクリートにアンカー固定するとの仕様であり、適正である。
- ・既存モニュメントの再利用については、作家サイドの了解を得るとともに、モニュメントの状態を目視で確認し、移動手段・再配置についても適切に行われており評価できる。
- ・新規に照明設備(街路灯・足元灯)に対する接地圧の試験は実施され、記録を残しており適正である。
- ・電線管の地中埋設に伴い、ジョイント部からの浸水対策については、ジョイント専用の継手を採用し、防食テープで養生しており妥当である。
- ・既存構造物の解体・撤去における発生材(コンクリート・アスファルト・タイル・石等)については、いずれも指定されたリサイクル施設へ搬出されており、適切な判断である。
- ・樹木撤去が契約に含まれていることから、再利用の可能性についてチェックしたが、移植する場所もなく景観上の判断もあり、リサイクル施設(チップ)へ搬出したとのことで、妥当である。
- ・駅前広場の改良に伴い、地中埋設物の撤去に際し、デザイン上に影響のない部分の地中残置によりコスト削減を検討したかをチェックしたところ、将来の再配置や維持管理に支障があることから、全て撤去したとの判断であり評価でき

る。

- ・ 駅側歩道に沿って意匠に配慮した都市型側溝については、水下に設置してあるとともに、排水口が細長い為、枯葉・ゴミ等の溜り場となり易く、点検用・清掃用の集水ピットの間隔が離れている為、側溝内部に残留物が堆積する恐れもあるので、維持管理上の協議が求められる。
- ・ 仮設駐車場として使用中のアスファルト舗装床について、一部コーナー部の入隅部分に排水後に汚れが残っていることから、水勾配の問題も想定されるので、降雨後の舗装面の水溜りについて点検し、再確認するよう留意されたい。
- ・ 改良に伴い、敷地内からの雨水・雑排水に対する排水容量のチェックと既設インフラ設備の処理能力については、河川課との協議により、排水経路・勾配等の流量計算を基に確認したとのことで、適正である。
- ・ 将来車輛等の通行帯として使用されるアスファルト舗装・半たわみ舗装下地に対する路盤の施工に再生クラッシュランの使用が規定されており、施工手順・圧密度等の品質性能基準について確認したが、表層の鋤取り部分も発生し、流用土による埋戻しもある為、舗装工事着手前に砂の置換法による密度試験を実施し、再度締め固め状態を確認したとの説明であり適正である。
- ・ 解体撤去に伴い発生した建設廃棄物については、「静岡県建設リサイクルガイドライン」等に基づいて、発生量の削減・現場での分別・再利用等により、工場現場外への搬出の抑制に努めたとの説明であり、適正である。

#### イ 安全管理状況について

- ・ 現場の工事区画は、施工エリアが順次変更されることもあり、視認可能な単管パイプ下地に樹脂バリケードにより設置されている。建地補強用の控え柱も鋼管パイプで緊結されており、適切で安全である。一方で将来の施工エリアの移動に際してバリケードの取外し時点で、外部から第三者の侵入防止策を事前に検討し監視体制を強化することが望ましい。
- ・ 場内への出入口ゲート周辺及び、外周廻りの公道を通行する工事車輛についても、制限速度を遵守しており、監視員も常時配置されていることから、施工業者の姿勢が評価できる。
- ・ 作業終了後の工事区画の点検及び立入り禁止標示の再チェックとともに、翌朝の作業開始迄の敷地内での不用意な事故・トラブルの回避の為の安全点検の励行と監視体制について、引渡し完了まで最善の配慮が必要である。

- ・ 工事安全打合せファイルを点検したが、書式・項目については工夫が見られ、日常管理の中で指示・点検・確認のプロセスが徹底しており、評価できる。また店社パトロールに対する指摘事項と改善及び記録についても有効かつ適切に実施されており、施工者の姿勢が評価できる。
- ・ 現場事務所が離れていることから、施工現場の出入口部分に、来訪者に対する案内看板(あるいは配置図)を掲示させ、不用意な場内立入りによる事故対策にも配慮することが望ましい。

### (3) その他の所見

当該事業は、富士市が進める市街地整備の一環として位置づけられており、新富士駅富士山口駅前広場が岳南広域の玄関口として多くの人々が利用してきたものの、近年利用状況に変化が生じており、バス利用者の利便性向上が図られたレイアウト変更や一般車駐車スペースの拡大、タクシー動線の確保等を目指して、新たな交通需要を加味した施設配置を行い、利用者の利便性向上に繋がる駅前広場の再整備を実施するものである。

計画当初から施設に対する規模・需要に十分な検討・検証を行っていることが、設計及び仕様書に反映されていることが理解できる。

設定された工事コスト・工程の中で、品質・性能に対する最大限の努力をすることで事業者に対する信頼を得るとともに、将来に向けて地域の主要な駅前広場として貢献できるものであり、残された工期の中で積極的に工事監理することが望ましい。

施工途上における工事監査ではあるが、工程的にも順調に推移しており、設計デザインにふさわしい施工品質の実現の為にも、無事故無災害は当然として、将来に瑕疵や品質上のトラブルを発生させないよう、監督員は工事請負者とのさらなる緊密な連携を図りながら、活力ある駅前広場の実現に邁進されることを願うばかりである。

この度の工事監査を振り返り、事業担当者・監督員・工事請負者との間に当該事業に対する協調体制が感じられ、特段の問題点は見られないが、残された工事工程の中で可能な限りの品質・性能の向上を目指して、更なる改善・指導等を助言したので、ステップアップの布石となれば幸いである。